

日本の保険の歴史

11 月から連載でお届けしている「日本の保険の歴史」。

今月は、第 2 回 <試練の時代編> 1945 年に至るまでの保険市場です。

日本で最初の保険会社設立から 20 年余が過ぎた 1900 年代、日本の保険会社は確固たる地位を築き、海外へ進出していきました。関東大震災、世界恐慌、二度の世界大戦という試練に直面した当時の状況と再保険の関与について紹介します。

全 5 回 各シリーズのご案内



- 第 1 回 (2025 年 11 月号) 公開済 ご覧になりたい方は [こちら](#)
<草創期編> 保険の取り組み：驚異的な発達を見せた日本市場



- 第 2 回 (2025 年 12 月号) **今月号** 次ページからご覧ください
<試練の時代編> 1945 年に至るまでの保険市場



- 第 3 回 (2026 年 1 月号) 2026 年 1 月公開予定
<番外編> スイス・リーの歴史



- 第 4 回 (2026 年 2 月号) 2026 年 2 月公開予定
<経済成長編> 保険の黄金時代



- 第 5 回 (2026 年 3 月号) 2026 年 3 月公開予定
<バブル崩壊～現代編> 統合と将来





1945年に至るまでの 保険市場

日本における最初の保険会社が設立されてから20年余りが過ぎた1900年代には、国内保険会社は、確固たる地位を築き、海外へと進出した。

一方、日本の保険市場はまもなく試練に立つことになった。まず、首都圏に壊滅的な被害をもたらした関東大震災が発生し、次いで、金融恐慌、そして二度の世界大戦が勃発した。しかし、日本の保険業界は、こうした混乱から驚異的なスピードで回復することに成功し、戦後の経済復興の中でますます強力な事業基盤を構築した。

新たな規制

多くの海外市場と同じように、日本も19世紀から20世紀初頭にかけて、保険契約者の保護と安定した保険業界を作り上げるため、保険会社に対する強力な規制の枠組みを導入した。1900年に制定された保険業法は、十分な資本準備金と企業内容の開示の必要性に重きを置いた。日本国内に預託金を積む義務を課した同法の規定は、資本を自国市場に留め置くことを選好する外国新規参入者の決意を試すものであり、このため数社が撤退した。これは、日本が1889年に金本位制を採用し、日本への長期投資に対する外国からの信用増大をもたらしたにもかかわらずのことであった。

この新たな保険業法は、1900年末の景気後退と同時期に制定された。こうした監督の強化と経済活動の不振は、多くの投機的な保険会社の閉鎖をもたらすこ

とになり、保険業界の再編につながった。これが一因となって、外国生命保険会社のマーケット・シェアは減少し、1906年の15%から1937年にはおよそ1%に縮小した。また、主要な海上保険会社であった日本海陸保険も、ロンドン市場で準備金を超える債務を負ったことにより破産した。

経済が発展し、市場構造が安定するに従い、20世紀は保険会社にとって全体的に前向きな時代となった。保険会社は、新しい種目によって商品構成を拡大し、新たな多種目販売を行った。1904年には信用保険が発売され、1908年には日本最初の汽罐（ボイラー）保険および気機（エンジン）保険会社が営業を始めた。1911年から1916年までの間に、傷害、盗難、および自動車保険が数多くの日本の保険会社の兼営商品として引受けられた。

明治43（1910）年、関東大水害



関東大震災の罹災地域を表す横浜の地図

関東大震災

第1次世界大戦後、日本は他の諸外国と同様に経済衰退の期間を経験した。また、第1次世界大戦と第2次世界大戦との間の期間は、日本における最大の自然大災害が起きた時期でもあった。1923年9月1日に発生した関東大震災は、およそ10万5千人の死者ならびに東京および周辺地域に大きな被害をもたらした。マグニチュード7.9の地震は、2011年に起きた記録上最大の東北地方太平洋沖大地震（以下、「東日本大震災」）まで、日本で過去最大の壊滅的なものであった。

震災地域の65万件を越す火災保険証券の保険金額の合計は32億6千万円と推定されたが、これは当時の国内火災保険会社の資産総額をはるかに超えるものであった。日本の火災保険会社は、約款上、地震およびそれに起因する火災による損害に対して保険金支払の義務はなかったが、補償を求める世論の高まりと、「保険契約者に対して補償すべし」との政治的圧力により、日本の保険会社は、火災保険契約者に対して総額7,300万円の見舞金を支払うことに同意した。大部分の会社は政府から借入れることによって支払いを行うことができた。

不明確な契約規定と標準約款の欠如により担保責任が曖昧であった1906年のサンフランシスコ地震を教訓に、外国の保険会社および再保険会社もまた日本における地震危険を免責としていたが、多くの外国会社は、見舞金の支払いには合意した。スイス・リーは、影響を受けた受再について1年分の保険料を自主的に払い戻した。サンフランシスコ地震の場合と同様に、関東大震災は、誕生して間もない日本の保険業界がいかに自然災害の厳しいエクスポージャーにさらされているかを示すとともに、大規模な大災害リスクを国際的に分散する再保険の役割の重要性を実証したのである。

12 Pages

12 Pages

Le Petit Journal

HEBDOMADAIRE
61, rue Lafayette, Paris

illustré

PRIX : 0 fr. 30
16 Septembre 1923



Le Japon dévasté

Le plus effroyable cataclysme de l'Histoire vient de se produire au Japon. Les deux capitales de l'empire nippon, Tokio et Yokohama, ont été détruites par un tremblement de terre, que suivit un formidable incendie. Les victimes de ce, désastre sans précédent se comptent par centaines de mille. Mais, déjà, les Japonais se sont mis au travail, donnant un exemple sublime de courage devant l'adversité.



明治43（1910）年、信州軽井沢大水害の惨状

Dreadful Flood, Karuisawa, Shinshiu, August, 1910.

状



明治四十八年八月信州輕井澤大水害ノ慘

震災後

関東大震災は、1927年に発生した金融恐慌、1930年から1932年にかけての昭和恐慌とともに、この時期の経済の不確実性の一因となった。これは、日本経済史上における最大の景気後退の一つであった。この景気後退は、政府の失政と1929年のウォール街大暴落との組合せにより引き起された。1929年からの政府の施策は、脆弱な企業や銀行の淘汰を含めて、デフレによって経済を第1次世界大戦前の金平価に戻そうとしたものである。国際的な経済の低迷や国内物価の下落、さらに農村経済が破綻に向かっていにもかかわらず、政府は、日本経済が実質的に回復するには強い刺激が必要との信念に立っていた。この時期、損害保険会社は政府の補助および震災後の保険料の伸びにより健闘していたが、多

くの生命保険会社が経済低迷によって倒産した。一方、この危機は、日本の火災保険会社の海外進出計画にも大きな影響を与えた。1932年に政権交代が起こり、変動相場制で円安になったことにより、日本経済は回復し始めた。日本は1930年代の世界的な景気後退を克服した最初の国であり、経済回復は戦時経済が採用される前年の1936年まで続いた。

海外再保険の供給停止

第2次世界大戦の勃発によって外国保険会社の日本国内での事業は終焉を迎え、事実上、海外への出再保険は1950年まで停止した。実際のところ、国内市場の変化はすでに戦前から進行していた。

スイス・リーのマネージャーであったウィリアム・ハービッチは、1937年に日本を訪れた際、「日本の火災保険会社

と海上保険会社は、反英感情と1937年に始まった日中戦争中に英国保険会社が課した戦争料率を受けて、ロンドンのブローカーおよび再保険会社との関係を薄めつつある」と語っている。スイス・リーもまた影響を受けた。第2次世界大戦の直前、スイス・リーの日本における保険会社の顧客は35社を数え、日本の保険会社10社との特約再保険および7社との再々保持約を受けており、その他は日本における外国の保険会社からであった。また、ハービッチの報告によれば、外国為替管理の引締めも日本の保険会社による海外再保険会社との再保険取引能力を制約するものであった。これは、大規模保険会社に大きな影響を与え、再保険取引における外国保険会社への再保険は、1931年には70%台だったものが、1940年には20%台にまで下降した。

1930年の十円紙幣



第2次世界大戦は日本の保険市場に甚大な影響をもたらした。日本の保険会社は、欧米の保険会社との関係を絶たれたものの、国内での事業は発展し、再保険への依存度を高めた。

戦争の脅威により国際関係が悪化するまでは、東京海上は海外から多額の保険料を受け入れていた。しかし、国際関係の悪化に伴って、同社は米国事業の精算を余儀なくされ、1941年5月に同事業をエトナ（Aetna）保険会社に売却した。同年に英国が米国に同調して日本資産を

他の日本の保険会社も同じ状況にあった。帝国海上は1939年にドイツの元受営業を中断。続いて、米国およびその他の海外事業も中断した。同社は多年にわたって構築してきた米国および欧州の事業を短期間で失ったのである。また、戦時中に保険事業の大統合が行われた。日本における43の損害保険会社が当局の要請によって1944年までに16社にまで減少した。三菱に関係が深い保険会社群は、合併により、東京海上火災と日新火災海上になった。一方、安田に関係が深い会社群は、安田火災海上に統合された。生命保険会社も統合され、戦前には33

困難を極めた日本の保険会社の復旧

第2次世界大戦の終結は、日本に壊滅的なツメ跡を残した。アジアで最大の保険市場は残ったが、火災部門は修羅場のようになり、船舶フリートの壊滅は海上保険事業を縮小させ、高インフレは生命保険市場を崩壊の際まで追い込んだ。日本は海外領土を失い、日本の産業復興に慎重で貿易制限の維持を望む米国占領軍に支配された。

山口県下市街 豊南道字大井村
神田忠良

割増保険金附 徴兵保險證券
利益配當金附

徴兵第三四六〇號

一 保險金額 金五千圓也

被保險者	神田 忠彦殿
保險金受取人	神田 喜美代殿

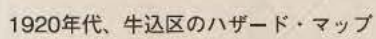
一 保險契約日	昭和九年四月十六日
一 保險料拂込最終日	昭和十年四月十六日
一 保險料	年 拂金貳百九拾圓也
一 保險料拂込期日	毎 年 同月 拾六日

一 文事由
事 由ノ

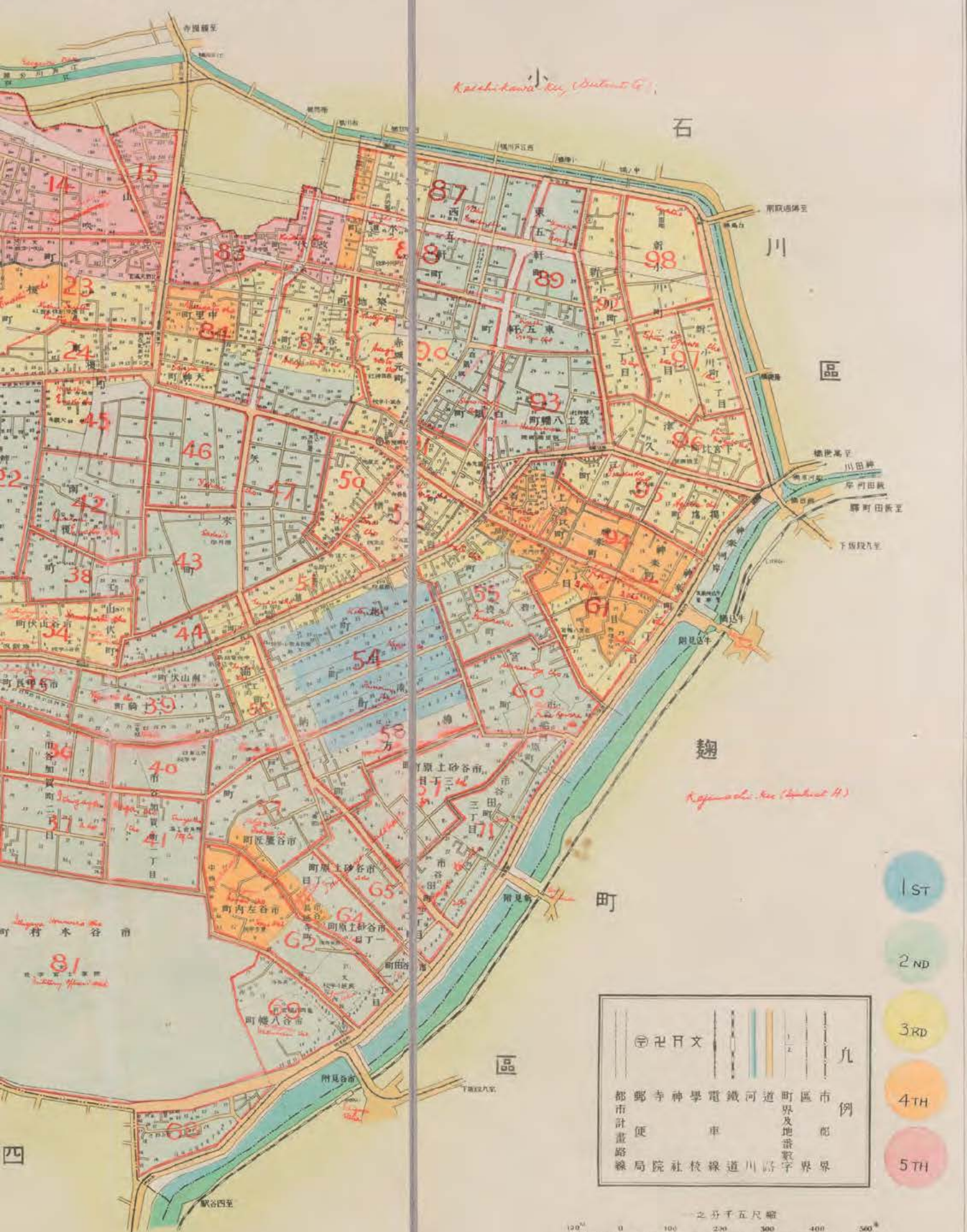
(一) 被保險者 陸軍省に依り現役に入營し、海軍志願兵として入營し、八十八學隊に入隊したる。又、被保險者 陸軍省に依り現役に入營し、海軍志願兵として入營し、八十八學隊に入隊したる。又、被保險者 陸軍省に依り現役に入營し、海軍志願兵として入營し、八十八學隊に入隊したる。

本會社ハ前記ノ保險契約者ト本證券ノ裏面ニ記載セル普通保險約款ノ徴兵保險契約ヲ締結シタリ仍テ昭和九年五月貳拾日東京都本會社ニ於テ本證券ヲ作成シ保險契約者ニ交付スルモノナリ

第一機兵保險株式會社
東京都豊島區銀座西參丁目泰番地査
専務社長 太田利吉



半 込 区 IE-KU (DISTRICT F)



- 1st
- 2ND
- 3RD
- 4TH
- 5TH

文 井 社 公
 九
 市 區 町 道 河 電 學 神 寺 郵 市
 例 界 及 地 番 數 字 界 界
 路 線 局 院 社 校 線 道 川 路 字 界 界



当初、連合軍最高司令官は再保険を禁止したが、結局、同盟諸国は保険などの強力な金融サービスが日本の将来の成功にとって有益であることを認めざるを得なかった。戦時中には保険産業が統合されたが、連合国占領当局は、競争を強化するための政策を導入し、新会社4社の設立に導いた。しかし、1952年にはこの政策は逆転し、新会社の創設は極めて限定されることとなった。このような状況下において、1955年以降の日本の長期的な好況はなおのこと驚異的と言える。

外国保険会社の帰還

占領時代の1947年以降、占領軍は英国および米国の保険会社に対して日本市場での地位再興を認めた。次いで、インド、オランダ、フィリピンの保険会社が認められた。当初、これらの保険会社は占領軍に保険を供給していたが、1948年には日本の保険会社への再保険提供が認可された。また、外国為替が制限されていたため、外国保険会社は、貨物保険市場を一時的にコントロールすることができた。外国再保険会社はいち早く日本

の保険市場に再参加した。スイス・リーのマネージャーであったウィリアム・ハービッチは、契約再開のために1949年に訪日し、1950年4月に安田火災が同社第1号となる海外再保険取引を、続いて1952年に住友海上、1954年に大正海上と再保険取引をスイス・リーと締結した。ハービッチが1957年に再訪日した際、スイス・リーは、千代田火災および日動火災から火災再保険特約を引受け、同時に東亜再保険との間で小規模の特約を結んだ。

右：終戦後に日本マーケットに戻ってきた外資系保険会社の一社、ニューヨーク生命保険の年賀状

下：終戦直後の都民の生活（出典：公益財団法人東京都慰霊協会 収蔵）



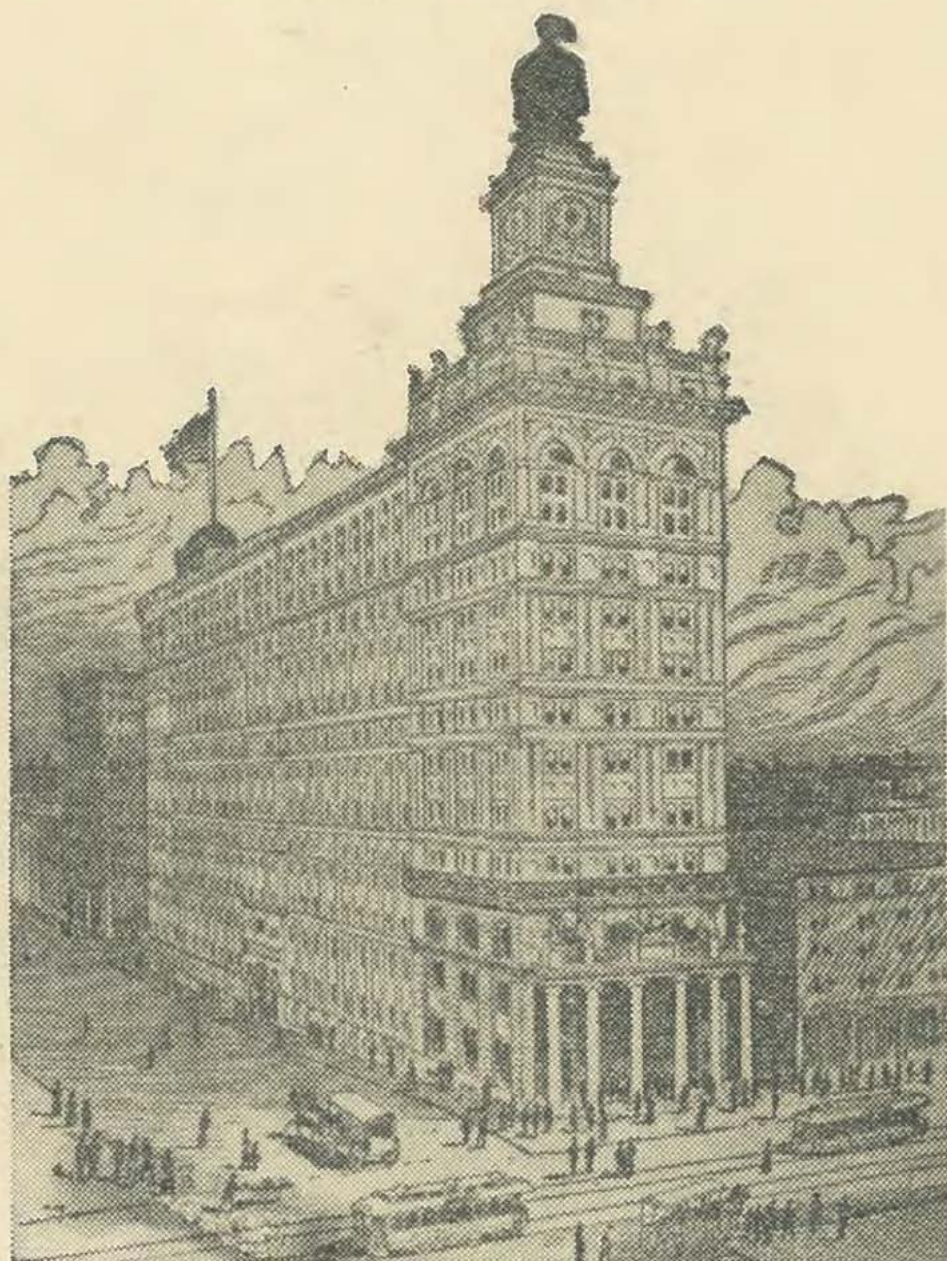
謹賀新年

舊年中は御愛顧を
蒙り忝く奉深謝候
尚本年も不相變御
引立の程偏に奉願
上候 敬白

一月一日

名古屋市東區東外堀町二丁目
紐育生命保險會社代理店

代理店長 黒川耕作



紐育生命保險會社本社
建築價格壹千圓

再保険—日本におけるスイス・リーの早くからの関与

20世紀に入って工業化は早いペースで進み、相当な保険引受専門知識や高額な保険金額を必要とする新しい工場、機械、倉庫などの出現により、歴史の浅い日本の保険分野に新たな課題をもたらした。当初、日本の保険会社は、他の保険会社や外国保険会社との共同保険や再保険契約を通して大きな保険金額を引き受けていた。例えば、初期の海上保険はカントン保険、ヤンツェ保険、チャイナ・トレーダース保険、ユニオン・カントン保険など横浜や神戸に支店または代理店を置く外国保険会社に出再されていた。

明治火災は、再保険を購入した最初の日本の保険会社の一つであった。すなわ

ち、同社は1891年10月にフェニックス社から任意再保険を購入したのである。翌年、明治火災は、東京の鐘紡が所有する工場に置かれた機械および綿の在庫の保険を引受ける申込書を受領した。当時、日本の火災保険会社は、高価額の工場の保険を引き受けるほど資本が大きくなかった。しかし、明治火災は、再保険先のフェニックス社と交渉して、国内の他社と分担契約することによって鐘紡に保険カバーを提供することができた。明治火災は、フェニックス社から度々再保険を購入し、1906年には外国再保険会社から再保険特約を購入した最初の日本の保険会社となった。これもフェニックス社からの再保険であった。



Swiss Reinsurances Zurich

Telegramm — Télégramme — Telegramma

No. 4

Wörter — Mots — Parole

Der Telegraphist: — Le télégraphiste: — Il telegrafista:

Contr. No. 7494

— scoiss reinsurance zurich

= mister tatsuuma kamoinoren azywafitif oycypcycto
 tugnyvyjav umpetbupen hokefcyclo nyllenoren flincaddub
 norenchahn oylovтугны vyilbarfur ahkanakduc neoznbupma
 norengefoe flinc sazvy aynukapuhm flinhvutljm umpuxidvud
 gijhygawta itbitkunac wuselremys larmyverco behugumkyt
 norenpmiz nisshins nitteos tatsuumas larmyahzyk umypatuгны
 abhetakduc wosejeazd akviroyeyp umyedaycas gyukaijcin
 violbahzyk utpfioohjnh itaznyusap fomsonoren biencingbiv
 gyukd marine

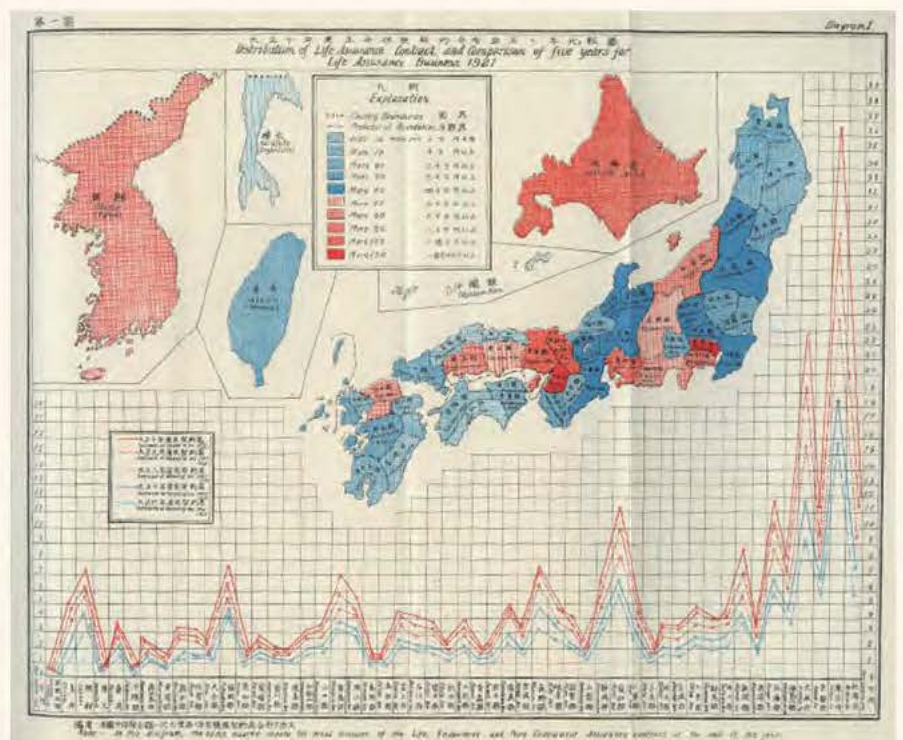
上：神戸海上運送火災、創業者 岡崎藤吉（1856-1927）、下：1919年、符号化してスイス・リーから神戸海上に送られた電報



海外で再保険を購入することによって1900年代の初期までに競争上の優位を獲得した東京海上は、すべての再保険をロンドンに出再することを選択して、国内会社への出再は徐々に中止した。その頃から日本の保険会社は、1800年代半ばに欧州で誕生した再保険専門会社から再保険カバーを購入し始めたのである。

丁度100年前、スイス・リーは、日本における最初の契約に署名した。1913年に神戸海上運送火災保険から最初の火災再保険契約を引き受けたのである。両社間の個人的な接触は、スイス・リーの取締役会メンバーが1919年に日本を訪問した時に初めて行われた。当時の神戸海上の社長であった岡崎藤吉もまた、第1次世界大戦が終結した時に、同社の三雲取締役を帯同してスイスを訪れた。

その3年後の1922年には、スイス・リーのマネージャーであるポール・アルサー (Paul Alther) が、スイス・リーのブランドを宣伝し、日本市場をさらに学ぶために日本の保険会社を訪問した。



上部左から時計回り：神戸海上社 事務所

チャールズ・サイモン、スイス・リーが日本とビジネスを開始した当時のジェネラル・マネージャー

1922年 スイス・リーのマネージャー、ポール・アルサー来日時の出張報告に添付された日本地図

郵便局取扱の保険

日本の主要な町や都市をつなぐ総合的な政府の郵便業務は、貯金業務とともに1880年代までに発展を遂げていた。簡易生命保険、すなわち「簡保（かんぽ）」は1916年に始まり、中・下位所得層のための国営生命保険の一般的な形態であった。最高保険金額は当初250円であったが、1926年には450円に増額された。1937年に1,000円にまで増額するとの提案がなされたときは、民間生命保険会社が自社業務への懸念から反対した。

顧客にとっての廉価な保険料と政府による暗黙の債務保証によって、簡保は、

日本の保険市場において独自の特徴を持つものとして続いてきた。2010年には、日本の生命保険市場に占めるマーケット・シェアは22%。一方、生命保険会社上位5社のシェアは合計で64%だった。日本郵政公社の1部門として、簡保はフォーチュン・グローバル500のトップ15位に名前を挙げられていた。

2005年の総選挙における勝利を受けて、自由民主党が郵政民営化を約束した後、簡保は、継続的な政治論争の一部となった。2007年に部分的な民営化を行った後、日本郵便は、日本郵政のグルー

プ会社として医療を含む様々なタイプの保険販売を始めた。2012年になって、参議院は2017年までにすべての業務を完全民営化するという方針を努力規定に修正し、国が日本郵政の持ち株を50%しか売却しない場合でも、郵便局のネットワークを利用して新しいサービスで保険市場において競争できる道を開いた。この動きは、多くの日本人、とりわけ農村地域の郵便局が提供する総合サービスに対する深い愛着を反映するものであった。民間保険会社には最高保険金額が再度引き上げられる可能性があることから、公正な競争を害するという懸念が残った。

1930年代、郵便局簡易保険の広告



関東大震災

1923年に発生した関東大震災は、日本に壊滅的な被害をもたらした巨大地震の一つであり、数多くの人命を奪った。東京と横浜は完全に破壊され、関東の広い地域が損害を受けた。

40万を越す不動産を破壊して市街地に広がった火災は、多くの死者と甚大な損害をもたらした。もし、地震リスクが有責であったとしたら、同地域の65万件の火災保険証券による保険金支払の損害額は30億円を超えるに至ったと考えられている。

火災保険契約では地震危険をカバーしていなかったにもかかわらず、政府は、国内保険会社に対して保険金額の10%を保険契約者に支払うよう要請した。当初、外国保険会社は契約でカバーされていない補償を保険契約者に支払うことを拒絶し、ロイズは事態が明確になるまであらゆる再保険を中断した。最終的には、大日本聯合火災保険協会に加入していた28の外国保険会社が、保険料1年分相当額の見舞金支払に合意した。他方、幾つかの国内保険会社は、自社の定めた金額を支払うことに止めた。

また、この地震は、日本の保険市場の脆弱さを顕在化させた。東京海上や東洋火災などの会社のみが政府の助成なしで10%を支払うことが可能だったのである。

日本の海上保険会社については、地震によって積荷貨物が被った損害には担保責任が明確にあったものの、受けた損害は火災保険会社より少なかった。担保責任に不明確性はほとんどなく、また、損害額も日本の海上保険会社の想定を超えることはなかった。

日本の保険会社は、自国内に持つ主要リスクの再保険を国際的に手配していなかった。手配されていた再保険カバーの総保険金額7億5,000万円のうち、わずか10%が外国保険会社との取引であった。スイス・リーは、自主的に1年分の保険料をその再保険顧客に払い戻した。



上：関東大震災後の芝、京橋近辺の様子を愛宕山から撮影

下：封鎖された道路



上：黒煙の中の日々谷交差点（出典：公益財団法人東京都慰霊協会 収蔵）

下：地震直後の日々谷交差点（出典：公益財団法人東京都慰霊協会 収蔵）



1923年、関東大震災後の津波の様子を伝える仏紙 Le Petit Journal

©2013 Swiss Re. All rights reserved.

Title:
日本の保険の歴史

Author:
スイス・リー・コーポレート・ヒストリー

Editing and realization:
スイス・リー・コーポレート・ヒストリー

Graphic design and production:
コーポレート・リアル・エステート&ロジスティックス/
メディア・プロダクション, チューリッヒ

Photographs:
Swiss Re Company Archives
bridgemanart.com (6)
東京海上日動火災保険株式会社 (12下)
国立国会図書館ホームページ (9, 11, 13上)
公益財団法人東京都慰霊協会 (24, 30)
国土交通省木曽川下流河川事務所 (撮影者：旧建設省) (44下)
阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター (46, 47)
土木学会図書館 (撮影：倉西茂・高橋龍夫)
Keystone (55)
米山 高生教授 (一橋大学) (10, 13下, 16, 21, 25, 28, 42)
wikimedia (48, 49下, 51)
葛飾北斎 (1760 - 1849) 「神奈川沖浪裏」 (『富嶽三十六景』より)
©東京富士美術館 (58 - 59)
一般社団法人 日本損害保険協会 (60 - 61)
監修：
株式会社 保険毎日新聞社

Visit www.swissre.com to
download or to order additional
copies of Swiss Re publications.

Order no: 1505725_13_EN
12/13, 2000 en

※この小冊子は英語版「A History of Insurance in Japan」を翻訳したものです。